

就学援助制度について

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

徳之島町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

- 1 徳之島町に住所（住民票上の住所）を有しており、徳之島町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
- 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ・ 生活保護を受給している
 - ・ 生活保護の停止または廃止となった
 - ・ 世帯全員の所得額が 130 万円以下の世帯



※ 所得金額については、所得証明書等で確認することができます。

○ 援助内容・金額等について

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	11,100円	21,700円	定額
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費	2,170円	2,170円	定額(1学年を除く)
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	19,900円	22,900円	定額
校外活動費	校外活動に直接係る交通費等	1,510円	2,180円	定額
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費	6,000円	6,000円	定額(1疾病につき)
学校給食費	学校給食に要した給食費	91円	104円	定額(1食につき)

※生活保護を受給されている場合、「医療費」について援助が行われます。

(その他の費目については、生活保護で支給されます。)

※小・中学校で実施される「修学旅行」に係る経費は、「へき地児童生徒援助費」で一部援助されます。

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する（予定の）学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、徳之島町教育委員会において行い、審査結果については、5月頃までに学校を通じてお知らせを行います。
- 3 就学援助の支給については、各学期末に学校にて行う予定です。
- 4 追加申請も随時受け付けておりますので、下記にお問い合わせください。

○ 問合せ先

徳之島町教育委員会学校教育課

〒891-7101 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 2918 番地

TEL 0997-82-1308/0997-82-1309

